

3中教指第1960号
令和3年(2021年)7月9日

各幼稚園長様
各小・中学校長様

教育委員会事務局
指導室長 齊藤 光司
(公印省略)

緊急事態宣言下における対応について（依頼）

各校・園におかれましては、徹底した新型コロナウイルス感染症の感染予防と幼児・児童・生徒の健やかな学びの保障との両立に取り組んでいただきありがとうございます。

まん延防止等重点措置の適用に伴い、本区では令和3年6月21日付 3中教指第1629号に基づいた教育活動を実施していただいているところですが、この度、7月12日から「緊急事態宣言」が発令されることを受け、下記のとおりに対応いたします。

つきましては、貴職下 教職員に周知し、更なる感染症対策の徹底を図るとともに、幼児・児童・生徒に対する新型コロナウイルス感染症対策についての指導も改めて徹底し、実施可能な工夫を行った上で教育活動に取り組んでいただくようお願いいたします。

記

1 日常の教育活動について

幼児・児童・生徒への感染予防対策を継続した上で日常の教育活動を実施する。

- (1) 理科（観察・実験）、音楽（歌唱・管楽器など）、家庭科（調理実習など）、グループや少人数による話し合い活動等の飛沫感染の可能性が高い活動については、可能な限り感染対策を行った上で工夫して実施する。ただし、感染対策を講じてもなお飛沫感染の可能性が高い活動であると判断した場合は、その学習活動は行わず、代替の活動を実施する。
- (2) 水泳指導については、各学校の実態に応じて適切に実施する。
- (3) 幼児・児童・生徒のマスクの着用については、熱中症のリスクも鑑み、活動内容に応じて、換気や幼児・児童・生徒の間に十分な距離を保つなどの配慮の上、教員がマスクを外すよう適宜声掛けするなどの対応をする。

2 夏季休業中の教育活動について

幼児・児童・生徒への感染予防対策を十分に講じた上で、補充学習教室、夏季プール教室、三者面談等の教育活動を計画に沿って実施する。

3 学校行事・保護者会等について

実施する場合には、下記の留意点に配慮した上で計画・実施する。

- (1) 幼児・児童・生徒が、1つの会場で密になる規模の行事・集会等は開催はしない。
- (2) 保護者が来校する場合は、時間と集団を指定し、密にならない場合のみ可とする。(全保護者が一堂に会することを避ける。学年入れ替えの形をとった場合でも、密にならないよう十分配慮する。)
- (3) 来賓・地域関係者は原則として招かない。

4 校外学習・遠足・宿泊を伴う行事等について

- (1) 宿泊を伴う行事については中止とする。
- (2) 日帰りの行事については、感染症の拡大防止を鑑み、実施する場合には下記の留意点に配慮した上で実施する。
 - ① 移動手段は、徒歩または換気に留意した貸し切りバスでの実施のみとする。
 - ② 公共交通機関を利用する移動は行わない。
 - ③ 見学地については、人が密集したり、直前でのキャンセルが難しい、または高額なキャンセル料が発生したりする場所・施設は避ける。
 - ④ 校外学習先で食事を取る際は、密にならないよう場所や座席等に十分配慮する。
 - ⑤ 実施に際しては、健康観察カード等を活用し、本人の健康状況だけでなく、家族の状況についても1週間程前から把握することで、実施の判断や移動先での発熱等に適切に対応する。

5 部活動について

実施する場合には、内容の精選や活動時間の短縮などの策を講じ、必ず保護者の同意を得た上で、下記の留意点に配慮して実施する。

- (1) 感染リスクの高い活動は控え、特に接触を伴う活動、飛沫感染の可能性のある合奏等においては、必ず感染症対策を講じる。生徒の安全を確保することができない場合は、実施を控える。
- (2) 熱中症のリスクを鑑み、活動中はマスクを外すよう適宜声掛けをする。マスクを外す場面では、大声を出すことや、至近距離での発声や会話は控える。ミーティング等の際にはマスクを着用させる。
- (3) 対外試合・合同練習等の実施や大会参加など校外での活動については、各部活動の意義や目的に照らして慎重に判断する。実施する場合は必ず保護者の同意書を得る。

6 教職員の健康管理の徹底

区民からの信頼を損なう行動を厳に慎むとともに、下記の点について改めて注意喚起を依頼する。

- (1) 各自健康管理を徹底し、会話や会議の際も必ずマスクを着用する。
- (2) 不要不急の外出は避け、都県境をまたぐ移動を自粛する。
- (3) 昼夜、屋内外を問わず、家族以外の方との会食を自粛する。

7 7～8月に実施される区主催の研修の変更点等について

(1) 予定どおりの日程で実施予定の研修

日程	名称	実施について
7月15日(木)	初任者研修⑤	集合して実施 (時間、場所に変更無し)
7月19日(月)	中堅教諭等資質向上研修Ⅰ・ 中堅養護教諭等資質向上研修Ⅰ③	<u>集合またはオンラインで実施 予定</u> (詳細は後日連絡)
7月19日(月)	人権教育研修①	<u>オンラインで実施予定</u> (詳細は後日連絡)
7月30日(金)	「子供達のための伝統文化の体験機 会回復事業」教員向けセミナー	集合して実施予定 (詳細は後日連絡)
8月3日(火)	ICT教育推進リーダー研修① 【管理職対象の部】	<u>オンラインによる実施を予定</u> (詳細は後日連絡)
8月3日(火)	ICT教育推進リーダー研修①② 【推進リーダー対象の部】	集合して実施 (時間、場所に変更無し)
8月4日(水)	教育相談研修①②	<u>人数等を調整し、集合して実 施</u> (時間、場所に変更無し)
8月17日(火) 8月18日(水)	特別支援教育研修①②③④	<u>形態を工夫して実施予定</u> (詳細は後日連絡)
8月20日(金)	夏季教科等集中研修	集合して実施 (時間、場所に変更無し)
8月20日(金)	理科実技研修	集合して実施 (時間、場所に変更無し)
8月23日(月)	いじめ防止研修②	<u>人数等を調整し、集合して実 施</u> (時間、場所に変更無し)
8月24日(火)	中堅教諭等資質向上研修Ⅰ・ 中堅養護教諭等資質向上研修Ⅰ⑤	集合して実施 (詳細は後日通知)
8月24日(火)	2年次研修②	集合して実施 (詳細は後日通知)

(2) 日程を変更して実施する予定の研修

予定していた日程	名称	実施について
7月13日(火)	英語教育研修①	<u>9月以降に延期する</u> (詳細は後日通知)

(3) 課題への取組による研修

名称	実施について
中堅教諭等資質向上研修Ⅰ・ 中堅養護教諭等資質向上研修Ⅰ④ (8月5日実施予定だったもの)	<u>課題提出をもって受講とする</u> (受講者にはすでに連絡済み)

(4) 中止となる研修

名称	対応について
初任者宿泊研修 (8月16～18日実施予定だったもの)	<u>同日程で、宿泊ではなく、教育センター等での研修に替える予定</u> (詳細は後日連絡する)

【研修の実施に際して】

- ・集合して実施する研修に関しては、感染症対策（2室に分散する、2部制にする、内容を一部変更する、等）を講じて実施していきます。
- ・今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況によっては、更に実施方法等を変更する場合があります。その際は、別途通知します。
- ・研修等の参加に当たり、体調には十分にご留意ください。発熱等の症状が見られる場合は、無理な参加をしないようお願いいたします。欠席の場合は、指導室までご連絡ください。

【担当】 教育委員会事務局指導室
指導主事 矢澤 理恵
内線6422